

平成29年度 気仙沼市議会基本条例検証結果について

気仙沼市議会は、平成23年6月定例会に「気仙沼市議会基本条例」を制定する議案を議会改革調査特別委員会から提出し、全会一致で可決して平成23年7月1日から施行しています。この間、議会基本条例の目的を達成するため、「議員定数の削減」「市議会議員政治倫理条例の制定」「市議会の議決事件を定める条例の制定及び改正」「議会報告会の開催」「一般会議の開催」「一問一答方式の導入」「議案等の議員別賛否の公表」「政務活動費領収書等の公表」などに、議会改革調査特別委員会を中心として積極的に取り組んできました。

今回、気仙沼市議会基本条例第20条「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを継続的に検討し、制度の改善等の必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」の規定に基づき、これまでの取り組みの結果を踏まえ、議会基本条例の達成度を議員全員により評価しました。

評価方法については、議員全員のアンケート方式により全63項目を5段階で達成度を評価し、回答のあった項目の点数から平均点数を算出しました。また、議会基本条例の条文ごとに自由記述欄を設けました。

評価の判断基準は、次のとおりとしました。

- 1点 全くできていない・検討していない
- 2点 できていない・検討している
- 3点 一部はできている
- 4点 概ねできている
- 5点 全てできている

[検証結果の概要]

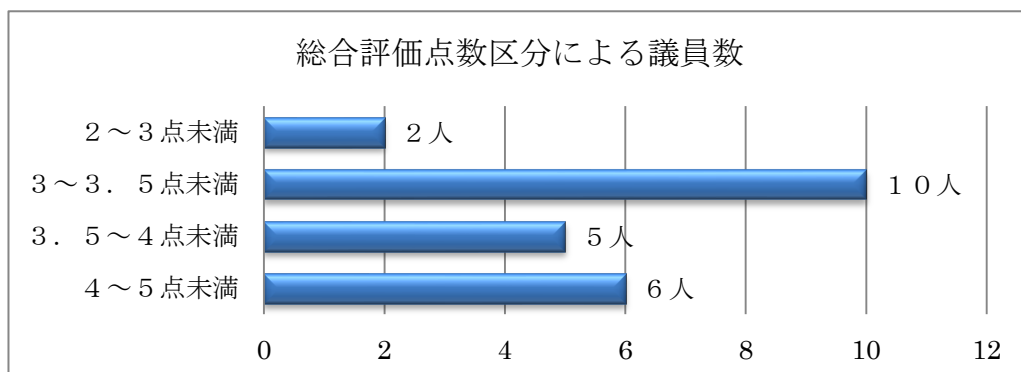
1 総合評価点数（全評価項目の平均点数） 3.57点

2 議員別の総合評価点数

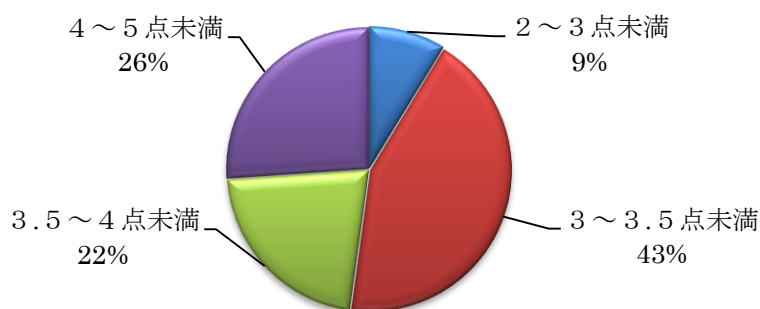
(1) 総合評価点数 最低 2.67点

最高 4.81点

(2) 総合評価点数の分布状況

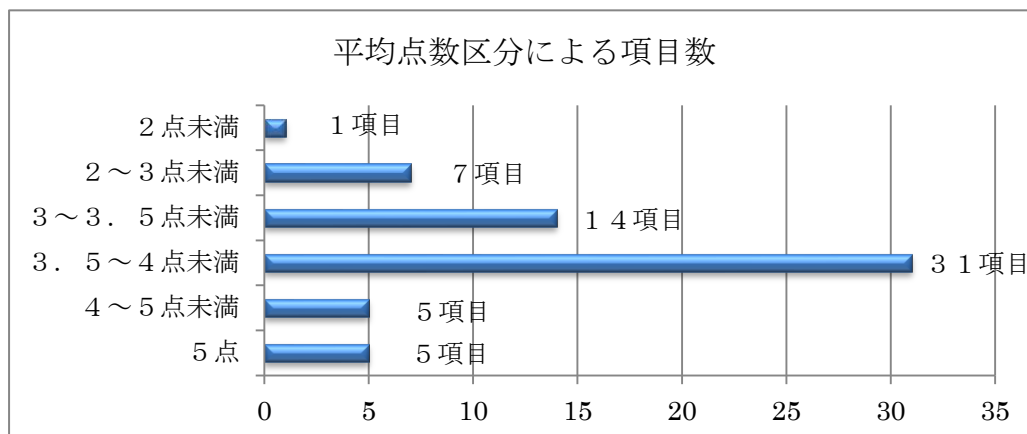


総合評価点数区分による割合

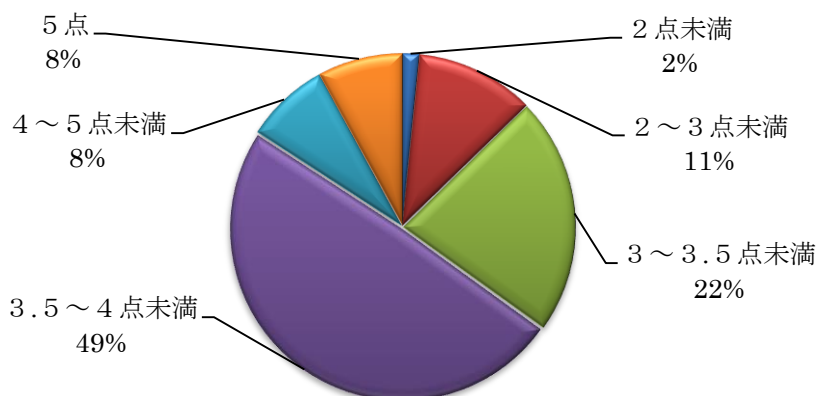


※総合評価点数の分布では、最も多いのが3～3.5点未満で10人（約43%）、次に多いのが4～5点未満で6人（約26%）、続いて3.5～4点未満の5人（約22%）となっており、全議員23人中21人（約91%）が3点以上となっている。

3 評価項目別の分布状況



平均点数区分による割合



※評価項目別の分布では、最も多いのが3.5～4点未満で31項目（約49%）、次に多いのが3～3.5点未満で14項目（約22%）となっており、合計すると全体の約71%を占めている。また、4点以上は10項目（約16%）に対し、3点未満は8項目（約13%）となっている。

4 評価項目別の平均点数

※全評価項目については別紙「検証結果一覧表」を参照

【2点未満の評価項目】(1項目)

第17条(議会図書室)

「議会図書室を一般の利用に供しているか」 平均 1.77 点

【2～3点未満の評価項目】(7項目)

第3条(議員の活動原則)

「議員間の自由かつつな討議を行っているか」 平均 2.70 点

第5条(市民と議会との関係)

「学識経験者等による専門的調査の活用をしているか」 平均 2.83 点

「公聴会制度を十分に活用しているか」 平均 2.70 点

第9条(討議による合意形成)

「必要に応じ議員相互の自由な討議を中心に運営しているか」 平均 2.91 点

第11条(議員研修の強化)

「各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催しているか」 平均 2.91 点

第17条(議会図書室)

「議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営しているか」
平均 2.27 点

「議会図書室の図書の充実に努めているか」 平均 2.09 点

【3～3.5点未満の評価項目】(14項目のうち主なもの)

第2条(議会の活動原則)

「議会の活動への市民参加を進めているか」 平均 3.09 点

「市民の傍聴意欲を高めるための措置を講じているか」 平均 3.04 点

第5条(市民と議会との関係)

「参考人制度を十分に活用しているか」 平均 3.00 点

「審査、諮問又は調査のため附属機関を設置しているか」 平均 3.04 点

第9条(討議による合意形成)

「合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めているか」 平均 3.13 点

第11条(議員研修の強化)

「議員の政策立案能力の向上を図る議員研修の強化に努めているか」 平均 3.09 点

第14条(委員会の活動)

「委員会は、政策立案、政策提案を積極的に行っているか」 平均 3.09 点

「市民との情報交換、意見交換する懇談会等を設けているか」 平均 3.00 点

【3.5～4点未満の評価項目】(31項目のうち主なもの)

第1条(目的)

「議会基本条例の目的を果たしているか」 平均 3.50 点

第2条（議会の活動原則）	
「公正性、透明性、信頼性を重視し、市民に開かれた議会になっているか」	平均 3.91 点
第5条（市民と議会との関係）	
「議会の活動に関する情報公開を徹底しているか」	平均 3.87 点
第6条（市長等と議会の関係）	
「市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行っているか」	平均 3.86 点
「市長その他の説明員の出席要求を必要最小限にとどめているか」	平均 3.55 点
第7条（監視及び評価）	
「市長等に対して、次に掲げる事項の背景説明に努めるよう求めているか」	
(2) 提案に至るまでの経緯	平均 3.52 点
(3) 市民参加の実施の有無及びその内容	平均 3.57 点
(6) 将来にわたる効果及び費用	平均 3.52 点
「立案及び執行における論点及び争点を明確にしているか」	平均 3.52 点
「執行後における政策評価に資する審議に努めているか」	平均 3.52 点
第19条（最高規範性）	
「条例、規則、規程の制定に当たって基本条例との整合を図っているか」	平均 3.96 点

【4～5点未満の評価項目】（5項目）

第5条（市民と議会との関係）	
「議会の会議は、原則として公開しているか」	平均 4.35 点
「議会の説明責任を果たしているか」	平均 4.00 点
第12条（議員の政治倫理）	
「議員の品位を保持し、識見を養うよう努めているか」	平均 4.18 点
第13条（政務活動費）	
「政策の調査研究その他の活動を積極的かつ確実に行っているか」	平均 4.10 点
「政務活動費の透明性確保のため、活動状況、収支を市民に報告しているか」	平均 4.33 点

【5点の評価項目】（5項目）

第5条（市民と議会との関係）	
「請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けているか」	
「議案に対する各議員の態度を議会広報等により公表しているか」	
「議会報告会を年1回以上開催しているか」	
第6条（市長等と議会の関係）	
「広く市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式を行っているか」	
第8条（法第96条第2項の議決事件）	
「市政の重要な計画等について議会の議決事件を条例で定めているか」	

5 自由記述欄から（抜粋）

第1条（目的）

- ・市民へ議会の役割を積極的に説明する。

第2条（議会の活動原則）

- ・議会ホームページの充実（議案，一般質問通告内容の即日公表など）。
- ・政策立案・形成につながる工夫が必要だ。
- ・一般会議の積極的な開催等，議会の門戸を広げ，設置のPRに努める。

第3条（議員の活動原則）

- ・議員間討議は議員の発案で，議長・委員長は討議の場所をつくるように。
- ・議員間討議を増やす。（休憩中の討議をなくす。）

第4条（会派）

- ・2人からの会派を検討する。
- ・活動の成果が，意見反映されていないようだ。

第5条（市民と議会との関係）

- ・特に議会報告会は，議会側からの報告等で一方通行となっている。継続的に座談会方式で開催しては。

第6条（市長等と議会の関係）

- ・質問を通告しているので，希望すれば1回目答弁は質問者に配付してもよいのでは。

第7条（監視及び評価）

- ・チェック機関の議会に提出する当局資料が不足している。
- ・予算・決算等の説明資料が不足である。議運で前もって説明資料の請求をすべきである。

第9条（討議による合意形成）

- ・特に重要議決案件や大型プロジェクト事業関係は，会派代表での限定的な相互討論を企画しては。

第10条（議会広報及び広聴の充実）

- ・議会だよりに，市民（声）コーナーを作っては。
- ・広聴活動の取り入れやメディアの有効活用。

第11条（議員研修の強化）

- ・各常任委員会で特化した研修会も必要では。

第13条（政務活動費）

- ・市民報告会の開催，議員向け報告会の義務化。

第14条（委員会の活動）

- ・議案審査中心の委員会運営となっている。
- ・定期的な委員会活動。年間目標とスケジュールの作成と公表。
- ・所管事務調査活動を充実すべきである。

第15条（議員の定数）

- ・4常任委員会から3常任委員会へ，条例改正すべきと考えます。

第18条（議会事務局）

- ・書記配置の充実を図るべき。特に法令担当がない。

6 検証の結果から

気仙沼市議会基本条例に規定された項目を対象として、全議員による達成度の評価をアンケート方式で実施しました。評価にあたっては、条文ごとに評価する観点を示していましたが、初めての取り組みということもあり、同じ項目でも1点から5点まで評価が分かれた部分もありました。

議会基本条例の制定後に取り組んできた、「議会報告会」「一問一答方式」「各条例の制定」「議員別賛否の公表」「政務活動費の公表」などの項目では、平均点数が4点以上と高い傾向にあります。

一方、平均点数3～4点未満の項目が45項目と全体の約7割を占めていること、3点未満の項目では、「議会図書室の充実」「議員間の自由討議」「政策立案、政策提案」「委員会活動での懇談会」などがあり、これらの達成度を引き上げる取り組みが求められる結果となりました。

今後においても、議会基本条例第20条の規定に基づき、定期的に条例の目的達成度を評価・検証し、引き続き必要な改善を図っていくこととします。